

三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）策定 業務プロポーザル実施要領

1 目的

国は令和2年10月に温室効果ガス実質排出ゼロを達成するため、「2050年カーボンニュートラル」を宣言した。本市においては、「第3次三木市環境総合計画」を策定し、温室効果ガス実質排出ゼロを目指すことを明記した。

こうした背景を受け、実効性の高い地球温暖化対策を体系化し、市民・事業者・市が一体となって総合的かつ計画的に取り組めるように、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）を策定するため、企画提案を広く募集し、最も適切な者を契約候補者として選定することを目的とする。

2 業務の概要

国の最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル」に基づき、「三木市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の策定と「三木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の改定をし、一体的な計画とする。

3 業務委託料の上限額

7,400,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

4 事業者の選定

契約事業者は、5 参加資格の条件を満たす事業者を対象とした公募型プロポーザル方式により決定する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登録さ

れている者であること。

- (2) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始 又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 三木市暴力団排除条例（平成24年三木市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 本業務を適正に履行する能力があることを証することとして、地方公共団体が発注する「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく実行計画（区域施策編）の策定業務（改定業務含む）を元請として業務完了した実績を計5件以上有していること。

6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおり。なお、発注者の都合により、予定を変更する場合がある。

実施内容	期日等
プロポーザル公告	令和6年5月14日（火）
質問の受付期間	令和6年5月14日（火） ～5月23日（木）午後5時まで
質問書に対する回答	令和6年5月28日（火）
参加表明書の提出期限	令和6年6月13日（木）午後5時まで
一次審査（書類確認）	令和6年6月14日（金）
一次審査結果通知	令和6年6月17日（月）
企画提案書の提出期限	令和6年6月26日（水）午後5時まで
二次審査（プレゼンテーション）	令和6年7月4日（木）
優先候補者選定	7月上旬
審査結果通知	7月上旬

優先候補者との交渉	7月上旬
契約締結	7月上旬

7 実施要領等の配布

- (1) 配布期間
令和6年5月14日（火）～ 6月13日（木）午後5時まで
- (2) 入手方法
三木市ホームページからダウンロード(<https://www.city.miki.lg.jp/>)

8 質問の受付及び回答

業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

- (1) 質問方法
質問書（様式第4号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「(事業者名) プロポーザル質問書の送付（第〇回）」とし、事業者名と質問の回数が分かるようにすること。
- (2) 提出先
三木市市民生活部 環境政策課
メールアドレス：kankyoseisaku@city.miki.lg.jp
- (3) 受付期間
令和6年5月14日（火）～ 5月23日（木）午後5時まで
- (4) 回答方法
回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和6年5月28日（火）に三木市ホームページに掲載する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。
なお、質問のあった事業者名は公表しない。

9 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
令和6年6月13日（木）午後5時まで
- (2) 提出書類
次のアからオまでの書類を提出すること。
ア 参加表明書（様式第1号）
イ 会社概要書（様式第2号）
ウ 暴力団排除に係る誓約書（様式第3号）

- エ 業務実績調書（様式第5号）
- オ 業務実施体制表（様式第6号）

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（期限内必着）

(5) 提出先

三木市市民生活部 環境政策課

(6) 辞退

参加表明書を提出した後、都合により辞退する場合は、速やかに代表者印等を押印した参加辞退届（様式第1号の2）を持参又は郵送により提出すること。

10 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和6年6月26日（水）午後5時まで

(2) 提出書類

提出書類に記載する表現については、専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語は極力使用せずに関わりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

また、提出書類については、次のア～エの順に綴じること。添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

ア 企画提案書表紙（様式第9号）

イ 目次（任意様式）

ウ 企画提案書（任意様式）

文字サイズ12ポイントを基本とし、A4サイズ（A3サイズを使用する場合は、片袖折りとすること。）縦型横書き（縦長綴じ）、片面カラー印刷とすること。また、企画提案書は20ページ以内とし、ページ番号を付すこと。内容については、「仕様書」と別紙2「二次審査基準表」を熟読し、以下の(ア)～(エ)について記載すること。

(ア) 基本的事項について

(イ) 提案事項について

仕様書「6.業務の内容(1)～(3)」に掲げる事項

(ウ) 自由提案事項について

- (エ) その他事項について
- エ 見積書（様式第10号）

(3) 提出部数

- ア 原本1部
- イ 原本の電子データ（PDFファイル形式）一式

(4) 提出方法

- ア 原本 持参又は郵送（期限内必着）
- イ 電子データ 電子メール

(5) 提出先

- ア 三木市市民生活部 環境政策課
- イ 電子データ メールアドレス：kankyoseisaku@city.miki.lg.jp

1.1 審査等及び選定

次の審査により、最も適していると認められる受託候補者を選定する。

(1) 一次審査

- ア 実施日
令和6年6月14日（金）※詳細は、後日通知する。

- イ 審査方法等

参加表明書を提出した事業者（以下「参加者」という。）について、三木市市民生活部環境政策課において書類審査を実施する。なお、応募件数が5件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類をもとに、別紙1「一次審査基準表」により、審査を実施し、二次審査へ回る案件を絞り込むことがある。

- ウ 一次審査の結果通知

令和6年6月17日（月）※電子メールと電話連絡により通知する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）

- ア 実施日
令和6年7月4日（木）※詳細は、後日通知する。

- イ 審査方法等

企画提案書を提出した事業者（以下「提案者」という。）について、次の方法により審査を行う。

- (ア) 審査委員会による審査により、受託候補者及び次点者を選定する。

- (イ) 1 提案者当たり、プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 15 分程度とし、出退及び機器準備を含めて 45 分以内とする。
- (ウ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。
- (エ) 二次審査は、非公開とする。
- (オ) 提案者が 1 者であった場合も二次審査を実施し、評点(審査委員の評点の平均点)が 60 点以上の場合に受託候補者として選定する。

ウ 二次審査の結果通知

7 月上旬※審査結果については、書面により通知する。

エ その他

- (ア) 二次審査における説明者は、本業務の従事予定者(主たる担当者を含め 3 名以内)とする。
- (イ) プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、提案者側で準備すること(市は会場、スクリーン及び電源を準備する。)
- (ウ) パソコンを使用してプレゼンテーションを行う場合の資料(データ)については、提出書類のうち、企画提案書に沿ったものとする。

(3) 審査基準

ア 一次審査

別紙 1 「一次審査基準表」による。

イ 二次審査

別紙 2 「二次審査基準表」による。

(4) 選定基準

ア 二次審査における評点(審査委員の評点の平均点)をもって提案者の評点とする。

イ 委託料の上限の範囲内で、60 点以上の評点を得た者のうち、評点が最も高い提案者を受託候補者とし、次に評点が高い提案者を次点者とする。ただし、評点と同じ提案者が複数あった場合は、見積金額の低い提案者を上位とする。それでも差が無い場合は、審査委員による投票で受託候補者を選定し、同票であった場合は審査委員長が判断する。

1.2 失格事項

参加者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (5) 前各号に定めるものの他、提案にあたり著しく審査に反する行為がある場合
- (6) 別紙2「二次審査基準表」に基づき審査委員が実施する各項目の評価において、1項目でもE評価があった場合

1 3 その他留意事項

- (1) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (2) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (3) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする
- (4) 提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 審査結果は、ホームページにおいて、受託候補者の事業者名及びその評点(審査委員の評点の平均点)並びにその他の提案者の評点を公表する。
なお、事業者名を公表するのは受託候補者のみとし、その他の提案者は事業者を伏せて表記する。
- (7) 審査に係る電話等での問い合わせには応じない。
- (8) 審査に対する異議を申し立てることはできない。
- (9) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

1 4 問い合わせ先

〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号

市民生活部 環境政策課 環境政策係 (藤本・森)

電話:0794-82-2000 (内線:2389)

E-mail:kankyoseisaku@city.miki.lg.jp